

第7回埼玉県営水上公園における水着撮影会の在り方検討会 議事概要

◆日時

令和6年2月22日（木） 開会 午前9時30分～午前12時00分

◆出席者

（委員）5名

（事務局）公益財団法人埼玉県公園緑地協会 8名

1 開会

2 挨拶

3 議事

○県民から寄せられた意見とそれらに対する検討会の考え方について

【事務局からの説明】

今回は、前回第6回の検討会で時間の都合で検討できなかった項目についてご検討をお願いしたい。

（委員）

前回の続き、（2）モデル・撮影者の年齢制限の在り方についての最後、未成年者にとって有害な催しが、地方自治法244条2項でいう、公園の利用を拒否する正当な理由に当たるのではないかという意見に対する回答について、今回新たに事務局から修正案があった。これについてご意見いかがか。

（委員）

県民への回答案にあるように、成年のみが出演、参加するイベントまでを否定するものではない、とまで明記する必要があるか。許可の条件とすることが適切であると考えたことを伝えれば十分ではないか。

（委員）

今の指摘の部分は削除しない方がご意見に対する回答として適切だと考える。

（委員）

その回答の前半、埼玉県都市公園条例第9条で、公園管理者は同条3項により、許可について条件を付することができるとしているが、私は許可条件の問題と捉えているので、同条の第2項に基づき、許可条件を定めることができるとする方が適切だと考える。しかし、私よりも事務局の方が条例をよくご存知かと思うので、ご

相談したいところである。

私としては、許可条件に該当するかどうかで認めることに加え、3項で必要があればプラスアルファで条件を付けることができるというものと理解している。細かい話であるので、後ほど個別に事務局と調整したいがいかかがか。

(異議なし)

それでは、一旦留保とする。

(委員)

次の段落だが、未成年者の出演・参加については、「憲法、行政法、刑法の学識経験者からのヒアリングに基づき、～」と付け加え、理論的な裏付けをもって判断していることをお伝えしたいと思う。

(委員)

(3) 許可条件順守状況の確認方法の項目についてのご意見はどうか。

(委員)

県民への回答案には、「公の施設を預かる指定管理者として」という表現と、「協会は施設管理者として」という表現が混在しているが、あえて別の表現としているのか。

(委員)

「公の施設を預かる指定管理者として、」とすると、検討会ではなく、協会が答えているように読めてしまう。そこで、その後に「協会は、」を入れれば、検討会が協会に対してお考えいただきたいという趣旨が伝わると考えている。その後の回答についても、同様に整理し、統一した方がきれいである。

(委員)

「参加者は、モデルに対して必要以上の要求は控えるべきである。モデル女性の心身を傷つけるような言動があれば、直ちに中止するべきである。」というご意見をその下のご意見に統合するとしているが、質問の趣旨を考えると(4)予約制限についての項目に移した方が適当と考える。「中止すべきである」というご意見について、「段階的な手続きで中止もあり得る」という回答なので、(4)でまとめた方がよい。

(委員)

(4)予約制限(ペナルティ)について意見はどうか。

(委員)

県民への回答で、所要の手続きではなく、所要の行政手続きと書いているのは、何か意図があるか。

(委員)

手続きは法律的なものだけでなく、許可条件に基づくものもある。また、行政法学者のヒアリングでも、事前に手続きを告知して、それに従って進めていくべきだとの指摘があったことを踏まえると、所要ではなく「所定の手続き」として整理する方が適切だと考える。

(委員)

ご意見の中で、「未成年のモデルを運営者が看過し、撮影者が SNS に掲載するような事態を重く踏まえ、」との記載がある。以前、SNS に自称中学生の画像がアップされたということは、本当に中学生であったかどうかは確認できていなかったものと認識しているので、「こういった事実があった」と検討会として是認するような誤解を与える表現は正しくないのではないかと思う。そのため、「こうした事態が発生する可能性を重く踏まえ～」という表現が適切ではないか。

(委員)

ご意見について、事実誤認があった時は、こちらで修正することもあるとは考える。明らかに事実誤認であってもそのまま公表すると、こちらもそれを追認したような印象を与えかねない。

「不用意な行動をどのように防ぐか」というような表現に修正した方が適切と考える。

(委員)

(5) 遮蔽についてのご意見はどうか。

(委員)

遮蔽する理由として、「反対する県民に配慮するために、水着・ポーズの如何にかかわらず開催許可の必須条件とすべきと検討会として判断した」と県民への回答の素案にあるが、これまでそうした趣旨での議論はなかったと思う。

この表現だと遮蔽の目的は反対県民への配慮ということになり、それだけで表現の自由が制限されたり、費用の負担をさせられることになるので、それでは誤解を受けてしまうと考えられる。

(委員)

有識者ヒアリングでも、憲法学者、行政法学者は、外部から見えないよう遮蔽することについてかなり重要と指摘されていた。

一般利用者への配慮とともに、モデルのプライバシー、これにはモデルの商業上の肖像権もあると考えられるので、そうしたものが遮蔽する理由になるものと考え

(委員)

(6) 出演者の肖像権についてのご意見はどうか。基本的には提言素案に沿った回答となっている。

(委員)

先ほどの(5)の回答と趣旨は同じであるため、先ほど同様に、モデルのプライバシーとともに、肖像権に配慮した適切な対応を求めるという回答にするとよい。

(委員)

「3 その他の意見」についてはどうか。

(委員)

「必要に応じ、イベント主催者や関係会社、出演者の事務所の名前の公開を明記するなどしてはどうか」という意見について、この方はどこでの公開を念頭に置いているのか。入口に掲げてほしいということなのか。イベント開催について SNSなどで告知していると考えerがどうか。

(委員)

例えば公園やホームページで、イベントの日時や、その利用者などを公表しているのか。

(事務局)

公表は積極的にしていない。利用にあたっての許可を行うが、公表するかどうかは主催者の判断になるため、公園として公表はしていない。

(委員)

利用者は公開になっていないので、たまたま公園の前を通りかかったら何かイベントがあったと気が付くイメージか。

(事務局)

そのとおり。当然、主催者がホームページで自分のところのイベントを告知して

入場者を募るので、そういった点での公表にはなる。

(委員)

事業者が入り口にのぼり旗を立てていたと覚えているが。

(事務局)

大規模なイベント事業者の場合にはそうした対応もある。

(委員)

出演者について公園側で強制的に公表するということになると、サプライズゲストみたいな形で名前を出したくないようなこともあり、事業者の営業に関わることもあるだろう。

(委員)

ご意見の趣旨としては、公園・協会が公表してほしいということなのか。

(事務局)

趣旨としては、過激な事案についての社会的な制裁という意味合いだと認識している。

(委員)

違反へのペナルティとして公表してほしいということか。

(事務局)

ご意見の趣旨としては、そのとおりと考えている。

(委員)

ペナルティとして違反事業者の公表は、提言では入れていない。次回以降の予約制限という形で、ペナルティを課す方向であった。

(委員)

ペナルティとしてイベント会社や出演者の事務所を公表すべきという意見であれば、ペナルティとしては、中止や予約制限という形で考えており、公表は考えていないという回答となる。

(事務局)

イベント案を精査する中で、条件に違反するおそれがあるイベント主催者等の名

前を公表することで、ある程度の抑止力になる、名前が公表されているから過激なことはその場でしないだろうという趣旨もあると考える。

(委員)

名前を公表するという部分は、事業所名としたらどうか。名前というと個人のイメージが強い。

(委員)

出演者の所属会社であれば、所属事務所名がよい。

(委員)

整理した質問内容を考えると、出演者のプライバシーということではなく、所属事務所の公表になるため、その点でいうと主催者の営業の自由に配慮することに触れるべきだろう。

(委員)

検討会としては、違反の抑止としては予約制限でよいとの考えでよいだろう。

(委員)

モデル及び撮影者が同一の性のみになるようなイベント等、開催の予定がない仮定の条件のご意見については、検討会が取り上げることは難しいと回答したいがどうか。

(委員)

そのとおりだろう。今後、相談があれば協会でも検討、判断するものとする。

(委員)

家族やカップルなど個人での申し込みについてのご意見があるが、これも内容によるため、回答は今の回答に含めて、企画内容を精査のうえ、協会が判断するでよいだろう。

(委員)

今回の撮影会中止に至った経緯や理由、責任の所在の明確化を求めるご意見についてはどうか。

(委員)

経緯については検討会としては所管外であるが、今後、今回の提言を受けて、適切な手続きが行われることを求める、ということはお伝えしたい。

(委員)

「在り方検討会」のメンバーは5名だが、メンバーに女性は何人いたのかとの質問についてはどうか。

(委員)

委員の男女比率については概ね同数であるが、ヒアリングさせていただいた有識者の方々についても概ね男女同数だった。

(委員)

委員の氏名非公開についてのご意見は、検討会というよりも、検討会を設置した協会からの回答がいいのではないかと。

(委員)

県民の皆様への意見募集の対象についてのご意見についてはどうか。

(委員)

今回は埼玉県で県民コメント制度を参考に対象を設定したが、県営水上公園で水着撮影会を主催した事業者に関しては、県外の事業者も含めて全ての事業者にヒアリングしている。このことを明記すべき。

(委員)

モデル・撮影者に関係する有識者の方々にもご意見を伺ったことも記載したい。

(委員)

必要と思われる様々な方々からご意見をうかがっているため、検討会としては追加のヒアリングは不要であると考えている。

(委員)

協会のホームページから Web フォームに入力する方法のみだったことについてはどうか。

(委員)

検討会の限られた時間の中で、できる限り多くの方々のご意見をいただく方法を取ったもので、デジタルデバインドを排除する意図はなかったことをお伝えしたい。また、回答様式については事務局で決められたものであるから、事務局としての回答も示すべきだろう。

(委員)

県や市の SNS やインターネットの一層の活用といった意見募集の告知方法についてのご意見はどうか。

(委員)

若い年齢層に対しては、県や市の SNS を使うべきだという意見だろう。

(事務局)

インターネットということであれば、協会のホームページには掲載していた。報道機関への資料提供も行った。

(委員)

そのような取り組みによって、記事やニュースにも取り上げていただいた結果、実際に広くご意見をいただいているということか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

地元の意見を聞くべきだというご意見については、実際に地元の方からの意見はなかったのか。

(事務局)

水上公園がある地域からご意見はあった。

(委員)

撮影会の収入については、協会は回答できるのか。

(事務局)

回答としては、令和 5 年度の実績が約 1,700 万円である。

(委員)

以上ですべてになるが、全体として何か発言はあるか。

(委員)

(2) モデル・撮影者の年齢制限の在り方についてのご意見の中にあつた地方自治法 244 条第 2 項の「正当な理由」について議論された形跡はないという指摘について、再度、確認したい。

これはそもそも同法 244 条第 2 項の正当な理由の内容として、条例が許可条件を定めるというのが法令の流れで、正当化の具体的な内容として許可条件があり、その許可条件の具体的な内容を検討会が考えているということである。検討会の議論の位置づけとしては、まさに正当な理由そのものを議論していることになる。ことさらに正当な理由は何かという議論をする、そういう抽象レベルではなくて、もう具体の公園の許可条件の内容を議論しているため、答えに追記する必要があると考える。

(委員)

地方自治法 244 条第 2 項にある、利用を拒否する正当な理由の内容として、県の管理する公園については、埼玉県都市公園条例第 9 条 2 項がある。当検討会はその具体的な条件を検討しているものである、とするのはどうか。

趣旨としては、地方自治法 244 条第 2 項の「正当な理由」の内容は県都市公園条例第 9 条 2 項にあり、その具体的な内容をこの検討会が考えているわけなので、今回の検討会は「正当な理由」の中身そのものの議論をしてきたものということをお伝えしたい。

(委員)

「1 の県営水上公園における水着撮影会に係る総論的意見」のところで、許可に伴う利用料金については、地方自治法の指定管理者制度により協会の収入とすることができるとあるため、公園整備等の費用として有効活用できることの記載があるが、財源ということではないか。

(事務局)

そのとおり修正する。

(委員)

最終的に提言素案についての修文を確認したい。

(委員)

修文としては、「埼玉県青少年健全育成条例の趣旨を踏まえて」という表現に直すだけとしたい。

(委員)

これをもって、当検討会の議論を終了する。最終的な提言は、後日、座長から協会に提出させていただく。